

第2号様式（第6－1）

会議開催結果

1 会議の名称	令和4年度第1回富津市情報公開・個人情報保護審査会
2 開催日時	令和4年8月3日（水） 15時00分～15時56分
3 開催場所	富津市役所 第1委員会室
4 審議等事項	1 議題 （1）（仮称）富津市個人情報保護法施行条例の制定に係る富津市の方向性について 2 報告 （1）令和3年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について 4 その他
5 出席者名	〔会 長〕小川雅義 〔委 員〕渡邊秀孝、藤平則夫、武藤桂一、高橋純子 〔市 長〕高橋恭市 〔事務局〕中山総務部長、高梨総務課長 萱野課長補佐、渡邊副主査、榎本主任主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	（理由）
8 傍聴人数	1人（定員5人）
9 所管課	総務部総務課行政係 電話 0439（80）1209

富津市情報公開・個人情報保護審査会会議録

発言者	発言内容
高梨課長	<p>それでは、只今から「富津市情報公開・個人情報保護審査会」を開会します。</p> <p>まず、本日の出席委員は5名であり、委員の半数以上が出席しており、富津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定による定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の会議においては、不開示情報は含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条及び富津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定により、会議を公開し、その会議録を閲覧に供することとしております。</p> <p>会議の公開につきましては、市のホームページや行政資料コーナーにおいて、事前に周知をしております。</p> <p>また、会議録を作成するため、会議を録音させていただきますことをご了承ください。</p> <p>なお、現在傍聴人は1名でございます。</p> <p>次に、高橋市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
高橋市長	<p>令和4年度第1回情報公開・個人情報保護審査会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、公私ともご多用の中、本審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より、当市の情報公開及び個人情報保護制度の運営に関し、格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日の議題は、「（仮称）富津市個人情報保護法施行条例の制定に係る富津市の方向性について」でございます。</p> <p>本件は、令和5年4月1日に施行される改正個人情報保護法が直接、地方公共団体に適用されることに伴い、富津市個人情報保護条例を廃止し、（仮称）富津市個人情報保護法施行条例の制定に当たり、改正個人情報保護法から委任を受け、又は許容された事項に関する富津市の考え方につきまして、委員の皆さまのご意見を伺おうとするものであります。</p> <p>また、報告として、令和3年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について、後ほど事務局から説明させますので、お聞き取りくださいますようお願いいたします。</p> <p>結びに、委員の皆様方におかれましては、当市の情報公開及び個人情報保護制度の円滑な運営のため、引き続きご支援、ご協力を賜りま</p>

	<p>すようお願い申し上げます、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
高梨課長	<p>それでは当審査会は、審査会規則第2条第1項の規定により会長が議長となり、進行することになっております。それでは、小川会長、議事の進行をお願いします。</p>
小川会長	<p>皆さんこんにちは。よろしく申し上げます。 それでは、会議次第によりまして議事を進行させていただきます。議題に入る前に、次第3の「会議録署名委員の指名について」ですが、審査会規則第2条第5項の規定により、会長及び会長の指名する委員1名が署名することになっております。そこで、私の方から会議録署名委員は武藤委員にお願いしたいと思っております。武藤委員よろしいでしょうか。</p>
武藤委員	<p>了解しました。</p>
小川会長	<p>ありがとうございます。会議録については、事務局で作成しますので、確認の上、署名をお願いいたします。 それでは、本題に入らせていただきます。次第4、議題(1)の「(仮称)富津市個人情報保護法施行条例の制定に係る富津市の方向性について」ですが、事務局から説明をお願いします。</p>
萱野課長補佐	<p>(仮称)富津市個人情報保護法施行条例の制定に係る富津市の方向性について、説明いたします。 議題資料の1頁をご覧ください。「1 制定の概要」についてでございますが、個人情報保護法の改正により、議会を除き、個人情報保護法が直接地方公共団体に適用されることから、現行の富津市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法から委任を受けた事項又は許容された事項について、富津市の運用方法を定める個人情報保護法施行条例の制定が必要になります。 只今申し上げた、個人情報保護法施行条例施行後のイメージについては、1頁下段のイメージ図のとおりでございます。なお、今後、説明中に出てございますが、個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会は、内閣府に設置される委員会でございます。 2頁をご覧ください。「2 現行条例と個人情報保護法の比較」については、現行条例と個人情報保護法を比較したものです。個人情報保護法の列のうち、「◎」で表示したものは、施行条例に必ず定める</p>

必要があるもの、「○」で表示したものは、任意で定めるものでございます。

「◎」又は「○」で表示したものは、3頁の「3 個人情報保護法から委任を受けた事項又は許容された事項」でその詳細を説明しております。(1)から(6)までございますが、項目ごとに説明させていただきます、その都度、委員の皆さまのご意見をいただきたいと思いますと存じます。

3頁の3「(1) 条例要配慮個人情報」について説明をいたします。

「要配慮個人情報」とは、個人情報の中でも、その取扱いに特に配慮を要するものであって、現行条例で定めているものは、個人情報保護法で定めているものと同一でございます。個人情報保護法では、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を、地方公共団体が条例で独自に「条例要配慮個人情報」として規定することができます。「条例要配慮個人情報」として規定すると、漏えい等をした場合、漏えい等のおそれがある場合を含みますが、そのような場合に個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が求められることとなります。

条例要配慮個人情報の例として、内閣官房に設置された個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースが令和2年12月に取りまとめた「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告書等」で、LGBTに関する事項、生活保護の受給に関する事項、一定の地域の出身である事実及び成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、又はあった事実が挙げられています。

個人情報保護委員会は、個人情報保護法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定を設けることは「許容されない」としていただきますので、条例要配慮個人情報を定める効果がどれほどあるのかがポイントとなります。

富津市の考えをまとめたものが四角の中でございますが、条例要配慮個人情報として規定することは、次に掲げる理由により、実質的な効果は小さいと考えております。

- ① 条例要配慮個人情報の例として挙げられている「LGBTに関する事項、生活保護の受給に関する事項、一定の地域の出身である事実及び成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、又はあった事実」に関する個人情報は、他の個人情報と同様にそもそも公開されることがない情報であって、仮にこれらの個人情報を条例要配慮個人情報として規定した場合でも、個人情報ファイル簿に記録することとどまり、取得・保有等の具体的な取扱いが変わる

	<p>ことはないこと。</p> <p>② 条例要配慮個人情報として規定される内容を含む個人情報を漏えい等した場合、漏えい等のおそれがある場合を含みますが、その場合には、本人の数に限られず本人への通知が義務付けられますが、仮に条例要配慮個人情報として規定せずとも、本市が保有する個人情報が漏えい等した場合には本人の数に限られず、個人情報保護法第68条第2項ただし書に規定する例外に該当するときを除き、本人への通知を行う運用とすること。</p> <p>したがって、現時点で個人情報保護法施行条例に条例要配慮個人情報は規定せず、今後の社会状況の変化等を踏まえて、必要性があれば再度検討することとしたいと考えております。以上で「(1) 条例要配慮個人情報」の説明を終わります。</p>
小川会長	<p>ありがとうございました。事務局の方から条例要配慮個人情報についての説明として、富津市としては、特に条例に規定せず、今後の社会状況の変化を踏まえて、必要性があれば、再度検討するという考えであるとの説明がありました。</p> <p>委員の皆さまからご質問やご意見はありますか。</p>
藤平委員	<p>4頁にある富津市の考えの②の「本人への通知を行う運用とすること」という記載について、どのような意味なのか説明をお願いします。</p> <p>富津市個人情報保護法施行条例は未制定の中で、「運用とする」というのは、こういう方針で行こうよという素案という理解でよろしいですか。</p>
萱野課長補佐	<p>個人情報保護法の方で、個人情報が漏えい等したときに、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人への通知が義務付けられる場合として「漏えい等した保有個人情報の本人の数が100人以上の場合」が規定されており、富津市の運用は漏えい等した個人情報の本人の数が何人であろうと、本人通知は行っていく、という運用とするという考えです。</p>
小川会長	<p>事務局からそのような説明がありましたかよろしいですか。</p>
藤平委員	<p>はい。</p>
小川会長	<p>他にご意見・ご質問はありますか。</p>

渡邊委員	「運用」というのは、条例とか文章に規定していく形ですか。
萱野課長補佐	条例上に規定せず、逐条解説を作成し、その中で規定していきます。
榎本主任主事	逐条解説は、市役所内部の基準になりますので、公開はしませんが、市の広報を担当する秘書広報課が定めた報道発表する場合の基準に「個人情報の漏えいがあった場合」も含まれており、また、施行条例の施行前に職員への説明会を行いますので、そこで職員へ周知をしたいと考えております。
渡邊委員	内規として文章を残すということですね。
小川会長	よろしいですか。
渡邊委員	はい。続けて、条例要配慮個人情報を設けるのかどうかということについて、個人情報保護法は、「地域の特性に応じて」ということを重視しているように思われます。富津市としては、地域の特性に応じて、特に配慮すべき社会的事実があるかどうかについては、どのような検討をされましたか。
榎本主任主事	例示として挙げられている4つのほかに、あえて規定すべき項目は検討する中ではありませんでした。
渡邊委員	はい。分かりました。
小川会長	他に、条例要配慮個人情報に関する事務局のご説明に対して、ご意見がある方はいらっしゃいますか。 (質問・意見なし)
小川会長	ご質問やご意見がなければ、次に「(2) 個人情報取扱事務届出簿」について、事務局から説明をお願いします。
萱野課長補佐	次に、「(2) 個人情報取扱事務届出簿」について説明いたします。個人情報保護法では、保有個人情報を検索できるように体系的に構成したものである個人情報ファイルについて、法令等で定める事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成して、公表しなければ

	<p>ならないとされています。個人情報ファイル簿の記載内容については個人情報保護委員会が示す標準様式である別紙1をご覧ください。当市の個人情報ファイル簿についても、この標準様式に準じて作成いたします。ただし、個人情報保護法では、1年以内に消去するもの、本人の数が1,000人未満のもの等は個人情報ファイル簿作成の対象外とされておりま。</p> <p>現行条例・規則では、個人情報を取り扱う事務ごとに個人情報取扱事務届出簿を作成しており、その様式は別紙2のとおりでございます。別紙1の個人情報ファイル簿と別紙2の個人情報取扱事務届出簿を比較しますと、別紙1の1枚目の下段にある「開示請求等を受理する組織の名称及び所在地」は一括して総務課で受け付けていること、裏面にある「行政機関等匿名加工情報の提供制度」については、後に説明いたしますが、令和5年4月1日施行の条例には規定しないことから、記載する項目はほとんど同じということになります。また、現行条例に基づき個人情報取扱事務届出簿の目録（一覧表）を作成し、公表しておりました。</p> <p>個人情報取扱事務届出簿は、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別に作成し、公表することを妨げるものではないとされています。</p> <p>富津市の考えは、個人情報保護法で作成義務のある個人情報ファイル簿と現行条例で作成している個人情報取扱事務届出簿の内容がほぼ同一であるため、現行の個人情報取扱事務届出簿は廃止いたしまして、個人情報取扱事務届出簿の廃止に伴い、市全体で保有する個人情報の把握ができなくなるため、個人情報保護法による個人情報ファイル簿の作成の対象とならない本人の数が1,000人未満となる個人情報ファイルにつきましても作成することとしたいと考えております。また、現行条例と同様の運用とするため、全ての個人情報ファイル簿の目録を公表することとしたいと考えております。以上で「(2) 個人情報取扱事務届出簿」の説明を終わります。</p>
小川会長	<p>富津市は、現状の個人情報取扱事務届出簿は廃止し、1,000人未満の場合であっても、個人情報ファイル簿を作成するという説明がありました。</p>
	<p>委員の皆さまからご質問やご意見はありますか。</p>
渡邊委員	<p>1,000人未満となる個人情報ファイルについても作成するということですが、1年以内に消去するものについては、どのようにお考えでしょうか。</p>

<p>萱野課長補佐</p>	<p>1年以内に消去するものについては、法令の規定のとおり個人情報ファイル簿の作成の対象外となります。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>はい。分かりました。</p>
<p>小川会長</p>	<p>他にご質問やご意見がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>小川会長</p>	<p>ご質問やご意見がなければ、次に「(3) 情報公開条例の不開示情報との整合性」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>萱野課長補佐</p>	<p>続きまして「(3) 情報公開条例の不開示情報との整合性」について説明いたします。保有個人情報の開示請求、これは本人のみが請求することができますが、その場合の個人情報保護法に規定する不開示情報と行政文書の開示請求、これは何人も請求することができますが、その場合の富津市情報公開条例に規定する不開示情報の整合が合わない場合について、個人情報保護法施行条例で定めることにより、調整することが認められています。個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較をした別紙3をご覧ください。異なる部分については、1頁の富津市情報公開条例第7条第1号で不開示情報として規定しております、法令又は条例の規定により明らかに開示できないとされている情報、いわゆる法令秘情報が個人情報保護法には規定されておりません。また、2頁の富津市情報公開条例第7条第2号ただし書ウで開示することとなる公務員の氏名については、個人情報保護法には規定されておりません。</p> <p>富津市の考えは、富津市情報公開条例で規定する不開示情報の範囲と同様であることを明確にするため、個人情報保護法施行条例に規定することとしたいと考えております。以上で「(3) 情報公開条例の不開示情報との整合性」の説明を終わります。</p>
<p>小川会長</p>	<p>ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、委員の皆さまからご質問やご意見はありますか。</p> <p>整合性を図るために、明確に明文化するということですね。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

小川会長	ご質問やご意見がなければ、次に「(4) 開示請求に係る手数料」について事務局から説明をお願いします。
萱野課長補佐	<p>次に、「(4) 開示請求に係る手数料」について説明いたします。保有個人情報の開示請求をする者は、個人情報保護法施行条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとしております。現行条例では、手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者が負担しています。個人情報保護委員会は、手数料を徴収しないことも「許容」しているところでもあります。</p> <p>富津市の考えは、現行条例と同様に手数料は徴収せず、写しの作成及び送付に要する費用を徴収する旨を個人情報保護法施行条例に規定することとしたいと考えております。以上で「(4) 開示請求に係る手数料」の説明を終わります。</p>
小川会長	ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、委員の皆さまからご質問やご意見はありますか。
渡邊委員	施行条例に写しの作成及び送付に要する費用を徴収する旨を記載するということですが、具体的に金額としては、どのような記載になりますか。
榎本主任主事	モノクロでA4が1枚で10円、カラー刷りでA4が1枚で50円、A3が1枚80円です。CD-Rでお渡しする場合は1枚200円になります。
萱野課長補佐	条例上は只今申し上げた具体的な金額は規定せず、規則で定めるものです。手数料は無料とし、それにかかる実費を徴収する旨を条例上に規定します。
渡邊委員	規則で具体的な金額を規定するということですね。分かりました。
小川会長	それは、現状の金額と変わらないということですかね。
萱野課長補佐	はい。
藤平委員	手数料を改正後も徴収しない方向でお考えだということですが、こ

榎本主任主事	<p>これは現行の条例との整合性を図るためではなかろうかと想像するのですが、手数料を徴収している自治体の事例が多くあります。他の自治体と同じく手数料を徴収しない方向があるかないか把握していますか。</p> <p>開示請求の手数料は、情報公開条例による行政文書の開示請求と個人情報保護条例による開示請求があり、情報公開条例は市の保有する情報を広く公開する目的があり、手数料を無料としていることから、個人情報保護条例の制定当時に本人の個人情報を請求する個人情報の開示請求についても手数料を無料にすることで整合性を図っているものと思われます。</p> <p>また、後ほどの報告でも説明いたしますが、個人情報の開示請求は令和3年度については、0件であり、近年あまり開示請求件数がありませんので、施行条例の施行に合わせて手数料を徴収することは、現状では必要ないと考えております。</p>
藤平委員	<p>手数料を無料とすることを否定している訳ではありませんので。</p>
小川会長	<p>事務局の方で補足はありますか。</p>
萱野課長補佐	<p>参考までにですが、木更津市・君津市・袖ヶ浦市と意見交換をしておりますが、手数料を徴収しないというように伺っております。</p>
小川会長	<p>よろしいですか。</p>
藤平委員	<p>はい。</p>
小川会長	<p>今の点について、他にご質問やご意見のある方はいますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
小川会長	<p>ご質問やご意見がなければ、次に「(5) 開示請求等の手続及び審査請求の手続の追加」について事務局から説明をお願いします。</p>
萱野課長補佐	<p>7頁をご覧ください。次に、「(5) 開示請求等の手続及び審査請求の手続の追加」について説明いたします。開示請求・訂正請求・利用停止請求、以下「開示請求等」といいますが、開示請求等の手続及び審査請求の手続に関し、個人情報保護法で定めるこれらの規定に反</p>

	<p>しない限り、個人情報保護法施行条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされており、「ア 開示請求等の請求書記載事項」及び「イ 開示請求等の処理期限」について、施行条例に規定することができます。</p> <p>富津市の考えは、「ア 開示請求等の請求書記載事項」については、個人情報保護法施行条例に、開示請求等の請求書記載事項を規則に委任する規定を追加することとし、「イ 開示請求等の処理期限」については、現行条例で規定する処理期限と個人情報保護法で規定する処理期限と比較し、現行条例の方が短い処理期限のものである（i）は現行条例で規定する処理期限に短縮し、現行条例の方が長い処理期限のものである（ii）は個人情報保護法で規定する処理期限としたいと考えております。個人情報保護法施行条例施行後の処理期限は、8頁にございますが、結果として、開示決定の期限の延長をした場合では、60日以内に決定するものが、45日以内に短縮されることとなります。以上で「(5) 開示請求等の手続及び審査請求の手続の追加」の説明を終わります。</p>
小川会長	<p>ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、委員の皆さまからご質問やご意見はありますか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
小川会長	<p>ご質問やご意見がなければ、次に「(6) 審査会への諮問」について事務局から説明をお願いします。</p>
萱野課長補佐	<p>8頁をご覧ください。次に「(6) 審査会への諮問」について説明いたします。専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされています。これまでは、個別の個人情報の取扱い（取得、利用、提供、オンライン結合の可否等）の判断について当審査会へ諮問し、答申を得たうえで取扱いを開始するといった運用をしておりましたが、個人情報保護法の施行後は、個人情報保護委員会が定めるガイドライン等により適正な運用を図ることになり、このような個別事案に関する諮問はできなくなります。個人情報保護委員会は、審査会が「定型的な事例についての事前の運用ルールの検討を含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方について調査審議を行う」といった役割を担う旨の説明をしています。</p> <p>富津市は、個人情報保護法施行条例に、審査会が担う役割として、</p>

	<p>次の事項を諮問の対象とする規定を追加することとしたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護法施行条例を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準又は個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置の基準を定めようとする場合 (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 (4) その他個人情報保護法第3章第3節（個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置、市内の事業者等への個人情報保護に関する支援及び事業者と本人との間に生じた苦情の処理のあっせん）の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合 <p>以上の4点を規定したいと考えております。</p> <p>また、審査会への諮問とは異なりますが、毎年度行っている、前年度の個人情報保護制度の運用状況の報告については、個人情報保護法の施行後も引き続き報告することとしたいと考えております。以上で「(6) 審査会への諮問」の説明を終わります。</p>
小川会長	<p>ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、委員の皆さまからご質問やご意見はありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
小川会長	<p>ご質問やご意見がなければ、次に「4 行政機関等匿名加工情報の提供制度」について事務局から説明をお願いします。</p>
萱野課長補佐	<p>9頁をご覧ください。次に「4 行政機関等匿名加工情報の提供制度」についてです。個人情報保護法は、行政機関等の保有個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないよう加工して作成する「行政機関等匿名加工情報」を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みとして、提案募集手続が定められていますが、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関については、当分の間、任意実施とされています。</p> <p>行政機関等匿名加工情報の提供の例として、タクシー事業者からの</p>

	<p>提案で、タクシー事業者が要介護認定者向けのタクシー配車サービスを提供するに当たり、市が保有する要介護認定者に係る台帳を加工し、提供することで、要介護認定者の居住地区を把握し、サービス提供エリアの決定に資すること等が挙げられます。</p> <p>富津市の考えは、行政機関等匿名加工情報は、保有個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないよう加工したものとはいえ、市民の個人情報をもとに作成した情報であるとする、行政機関等匿名加工情報の提供に当たり、市民の不安感はある程度存在するものと思われまので、経過措置の間は、当該制度が導入される都道府県及び政令指定都市の事例を研究するとともに、当該制度の導入を慎重に検討する必要があることから、個人情報保護法施行条例の制定に併せた導入は見送ることとしたいと考えております。以上で「4 行政機関等匿名加工情報の提供制度」の説明を終わります。</p>
小川会長	<p>ありがとうございました。行政機関等匿名加工情報の提供については、慎重に検討するという考えということですが、この点に関して、委員の皆さまからご質問やご意見はありますか。</p>
渡邊委員	<p>意見でございますが、法の趣旨としましては、行政の保有する情報を民間事業者が活用することによって、地域の活性化を後押ししたいというところに法の趣旨があると思っておりますので、その点を汲んでいただいて、前向きな検討をしていただければというように思います。</p>
小川会長	<p>その点について、事務局はいかがですか。</p>
萱野課長補佐	<p>ご意見ありがとうございます。都道府県・政令指定都市は義務付けられており、今後進められていくことと思っておりますので、事例を参考にさせていただきながら、検討したいと考えております。</p>
小川会長	<p>他にご質問やご意見はありますか。 ご質問やご意見がなければ、次に「5 今後のスケジュール」について事務局から説明をお願いします。</p>
萱野課長補佐	<p>次に「5 今後のスケジュール」について説明いたします。 (1)令和4年10月1日 パブリックコメントの実施 (2)令和4年10月下旬 当審査会へパブリックコメント実施結果の報告及び富津市個人情報保護法施行条例案</p>

<p>小川会長</p>	<p>等の説明</p> <p>(3)令和4年11月24日 富津市議会へ富津市個人情報保護法施行条例等の上程</p> <p>(4)令和5年4月1日 富津市個人情報保護法施行条例の施行</p> <p>このようなスケジュールを想定しております。今後の状況により、変更するものがありましたら、別途ご連絡させていただきます。以上で「5 今後のスケジュール」の説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、委員の皆さまからご質問やご意見はありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>小川会長</p>	<p>ご質問やご意見がなければ、次第4、議題(1)の「(仮称)富津市個人情報保護法施行条例の制定に係る富津市の方向性について」は終わります。</p> <p>それでは、次に5の報告に入ります。</p> <p>(1) 令和3年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>萱野課長補佐</p>	<p>(令和3年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について報告用資料により説明)</p> <p>【説明の要旨】</p> <p>(情報公開制度の運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の行政文書の開示請求件数は46件(うち全部開示12件、部分開示21件、不開示2件、不存在11件) <p>※46件の詳細の内訳は、報告用資料2頁から6頁までに記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議総数が175件、そのうち公開した会議が39件、一部非公開とした会議が11件、非公開の会議が112件。公開した会議のうち傍聴人のあった会議が19件、傍聴人の延べ人数が67人、新型コロナウイルス感染症防止対策のため書面開催した会議が13件 ・審査請求については1件(資料は令和4年3月31日現在のものであり、議会から審査請求人への裁決は令和4年5月10日にされている。) <p>(個人情報保護制度の運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の個人情報の開示請求件数は0件

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況は、令和3年度当初が411件で、新規が36件、変更が12件、廃止が14件、令和3年度末が433件 <p>※433件の詳細の内訳は、9頁から14頁までに記載</p>
小川会長	<p>ありがとうございました。事務局から昨年度の運用状況について報告がありました。ご質問等がありましたらお願いします。</p>
武藤委員	<p>報告資料3頁の整理番号の13～16について、2番の契約に関する打ち合わせ記録の中身は分かりませんが、文書作成義務がありそうなものを作成していないように見えますが、不存在が適切だったのか気になりました。もしかしたら、そもそも契約していないから不存在だったのか、ただ、1番は部分開示なので、そうではないと思うのですが。要するに文書作成義務があるような仕事ではないですかという質問です。</p>
小川会長	<p>整理番号の13～16について、事務局から説明できますか。</p> <p>何の契約かは分からないけども、契約書はあって部分開示をしたんだけど、その契約に関わる打ち合わせの際の記録については、不存在という決定だということですね。</p> <p>武藤委員の質問は、打ち合わせ記録も文書作成義務の内に入っているのではないかということですね。</p>
武藤委員	<p>はい。</p>
萱野課長補佐	<p>決定通知に理由として記載しているのは、補助金関係書類については、保存年限が10年のため、平成30年に廃棄されており、現在存在しないということです。廃棄期限が経過しているということで不存在という決定をしたようです。</p>
武藤委員	<p>分かりました。この契約が古いので、文書が残っていないということですね。</p>
小川会長	<p>よろしいですか。</p>
武藤委員	<p>はい。</p>
小川会長	<p>他に、報告事項について、何かご意見、ご質問等がありますか。</p>

	(意見、質問なし)
小川会長	<p>ご意見やご質問等がなければ、報告事項については終わらせていただきます。</p> <p>次第の「その他」ですが、何かございますか。</p>
武藤委員	<p>過日、こちらの審査会にかかった情報公開に関する審査請求の状況について、まだ難しいと思うのですが、付言について、議会がその後どのように対処しているかについて、今後ご報告いただきたいと思います。一般論で恐縮ですが、専門家の世界でよく言われるのは、付言を出しても、結局どうなったか分からないということです。できれば、総務課の方で審査会から付言の対応状況について確認するよう指示があったということで追跡調査をしていただけると良いかなと。もちろん実際にやるかやらないかは議会の判断であるので、どこまでそこに効果があるかというのは疑問がありますが。やってるかやっていないかの状況把握だけはしていただけると助かります。</p>
小川会長	<p>そういうご意見ということで、議会の対応状況について、事務局が把握していることとか、この場でお話しできることはありますか。</p>
萱野課長補佐	<p>現時点で申し上げることはないのですが、武藤委員のご意見をもとに、追跡調査をさせていただきたいと思います。</p>
小川会長	<p>それでは、追跡調査の方をよろしくお願いします。</p> <p>他の委員の方で、何かこの場でご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
	(意見等なし)
小川会長	<p>ご意見等がなければ、以上で本日の議事は全て終了しました。ここで議長の任を解かせていただきます。ご協力いただき、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。</p>
高梨課長	<p>小川会長ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第1回富津市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>